

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,168	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168単位		1,051	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		38	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,335	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335単位		2,102	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,704	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704単位		3,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		266	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		266単位 ※1月の中で全部で4回まで		239	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		270	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		270単位 ※1月の中で全部で8回まで		243	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		285	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		285単位 ※1月の中で全部で12回まで		257	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)		165	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回まで		149	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

注 上記表の回数請求の上限を超過しない場合は、回数単位での請求を原則とする。
特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、パターン2においても共通して使用する。